

令和7年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年3月27日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所本館3階 大会議室

3. 出席委員 10名

会長	7番	坂本	成一
委員	1番	縣次	男
	2番	二宮	寿徳
	3番	秋吉	一郎
	4番	高田	英
	6番	大野	重利
	8番	江藤	国子
	9番	安部	義浩
	10番	麻生	秀昭
	11番	橋本	早人

4. 欠席委員

5番 大津 雄司

5. 議事参与が制限された委員 2名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③農地法第4条の規定による許可申請について
④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑤非農地証明の発行について
⑥農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
⑦その他
- (4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局職員）

次長 長松喜久一、主査 小原匡博、興梠太希 行政専門員 衛藤欣也

8. 会議の概要

【事務局】

お疲れ様です。定刻になりましたのでただいまより始めさせていただきます。まず行事の報告ですけども、4月4日の金曜日です。すでにご通知を送らせていただいておりますけども次期農業委員を招集させていただきまして、臨時総会を開催いたします。

この日はですね、辞令交付写真撮影、議席番号の抽選、正副会長の選出、各種委員の選出、それから次期農地利用最適化推進委員の審議等の後にですね、県の農業会議の職員を講師に招きまして、農業委員向けの研修を行う予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから4月17日木曜日に次期推進委員の委嘱状の交付式と写真撮影、それから農業委員と同じように、県の農業会議の職員を講師に招きまして推進員さん向けの研修会を予定しております。

これについては、先日電話連絡にてスケジュール調整をさせていただくようにお願いをしておりますけれども、正式な通知はですね、4月4日の臨時総会での承認をされた後に、送らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にこれは総会の最後にも申し上げますけども、4月28日の月曜日には定例の農業委員会総会を予定しております。

通常4月はですね、農業委員のみの総会でございますけども、改選後の最初の定例総会ということなので、農業委員、推進委員の両委員を招集させていただきまして、開催をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお会場については、庄内公民館を予定しておりますので、お間違のないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、出席委員は11名中10名の出席で、会議規則第8条によりまして総会は成立しておりますので、ただいまより、令和7年、第3回由布市農業委員会総会を開会いたします。それでは会長の方からよろしくお願ひします。

【議長】

皆さんこんにちは。

大変ありがとうございます。本日は最後の委員会になります。

また引き続き、農業委員、推進委員をやられる方もおろうかと思いますけど、この3年間を、基礎にしながら、また頑張っていただきたいと思います。

それじゃ、ただいまより会議を始めたいと思います。お諮りします。

会議を本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございません。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。従って、会議を本日1日間と決定しました。

次に会議議事録署名委員の1名を指名します。

本日の会議議事録署名委員の議席番号9番、安部委員お願いしたいと思います。

続きまして採決についてお諮りします。これから採決します、日程第1から6まですべて挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、参与制限を受ける委員は退席となっておりますので、よろしくお願ひします。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について事務局お願ひい

たします。

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

【議長】

議案1号から2号は報告ということでご了承いただきたいと思います。

日程第2、農地法第3条の所有権移転の許可申請について8件お願いします。

日程第2 農地法第3条の所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

【議長】

はい。議案2号についての安部委員の説明をお願いします。

【安部委員】

はい。議案番号2番について説明いたします。

申請事由に載っているように空き家の購入に合わせ、付随する農地ということで、約481平米。別に問題はないかなと思っております。機械等は別に持っていないんですが、耕運機のようなものを購入するということです。審議の方よろしくお願ひいたします。

【議長】

質疑を求めることがあります。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案3号について、11番橋本委員お願いします。

【橋本委員】

議案3について11番の橋本が説明いたします。

渡人はもう大分の方に出られていて、もともと受人の方がもうこの田んぼを管理してくれていたそうです。お父さんもなくなったので、土屋さんの方に、そのまま面倒見てもらいたいということで、もうそのまま譲り渡すということです。もともとそこ管理されていたので問題ないと思います。ご審議お願いいいたします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

4号については、私が説明したいと思います。

この渡人の父と受人は兄弟。受人は、873-1の周り近くをメインにしている感じですが、なんか相続の時に書き落としたみたいで、今回、贈与という事で引く継ぐそうです。別に問題はないんじゃないかなというふうに思います。

質疑なければ承認される委員の举手お願いします。

挙手多数により承認します。

議案5号について、8番江藤国子委員。

【江藤委員】

では議案番号5番について説明させていただきます。

譲受人のは湯布院町内に五、六軒の旅館を経営されてまして。そこで使う野菜を作りたいっていうことで、前回か前々回もこの畑の下を購入されたんですけれども、それじゃちょっと足りなさそうということで、今回この2筆も購入することによって、やる気は十分あり機械等も持ってまして、2ヶ月ほどかけて、もう草も切って綺麗に整地されているので、特に問題はないかと思います。以上です。

【議長】

質疑を受けたいと思います。高田委員、お願ひします。

【高田委員】

ファンギュヨンさん野菜を作ってるって言われたんですけども、どんな野菜を現在作って、今の状況を詳しく教えてください。

【江藤委昌】

まだ作ってはいないんですけどレタスとかトマトとかピーマンとか、あとニラとかナスとか玉ねぎとかそんなのを作る予定、前回のところまだ購入されたばかりで草を切ってる状況で、従業員の人が2人いまして、その人たちが農業に詳しいそうなので、その人たちと3人で農業始めるって言ってました。

【議長】

他に何かなければ承認される委員の挙手を求めます。

筆者多数により承認します。

議案6号について、10番麻生委員お願いします。

【麻生委員】

それでは、6番については麻生が説明いたします。

場所はですね、庄内町畠田猪ノ平。市役所からですね別府方面にまっすぐ突き抜けていくと、長野方面に行く道路がありますが、その道路の1つだけ、手前ぐらいのところにですねこの畠田の猪ノ平があります。渡人は3年前に、ここの土地住宅等ですね、購入されて、そこで果樹を栽培する予定だったんですが、いつまでたっても草とか切られんなあ、ぼろになってしまふなというふうに思えたんですけど、実家のお母さんが倒れてしまって、出身の横浜の方に戻るということになってしまったそうです。農業ができなくなつたためにですね、この農地を引き取つてもらおうということで、引き取つてもらう方を探していいたところ、買主は、私はお会いしたことないんですが、この方が購入することになったようです。

山とですね、森林の方、山林の方はですね、すでに買主の所有になっておりま

す。家のそのリフォームが済めば、この地に移り住んでくるという予定になっています。現地確認をしたときには、すでに荒れていた果樹園の方は、きちんと切られているようにありました。前回だったか、半澤農園の意見を取り上げていただきましたが、隣が半澤農園さん梨を作られている方なんです。

この方からちょっと事情聞くこともできました。暑い時期に、草刈とかしてたら倒れるだろうというふうに思いながら見ていたそうです。前もって少しづつ手を入れてきているようにあります。

農業等の経験はほとんど家庭菜園をつくるとかいうレベルで来てるんですが、この春で仕事を定年退職したんで、農業をやっていくつもりだということで、作物についてはですねその場にある梨・キウイそういうものを引き継いでやっていきたいという希望を持っています。

農機具について聞いたんですが、まだ全然そろってないような状況で、草刈りとか農機具とか、これから少しづつそろえていくということなんですが、ただちょっと心配になってるところもありますというのは、梨の剪定ができないんです。

これからですから、半澤さんの方も、梨であるのは厳しいかな、キウイの方は自生に力ありますから、何とかなってくれるというふうに考えてますけど。ちょっと最初は苦労するんじゃないかなというふうに思ってますが、頑張ってもらうしかありませんので、審査の方よろしくお願ひいたします。以上です。

【議長】

質疑を求めます。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について 11 番、橋本委員お願いします。

【橋本委員】

11 番の橋本がご説明いたします。

渡人がもう高齢でできなくなつたためにですね、受人が渕の方なんんですけど。自分でも農業されていて、息子さんと一緒にして拡大しようということで田んぼを買われたみたいです。問題ないかと思います。僕は受人のことよく知っているのですが、農業をされてる方で問題ないと思います。ご審議お願ひいたします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

8 号と 9 号は受人が同一人物で、この 3 人は兄弟です。実家を取得した受人、お父さんから引き継いで、家を引き継いだんですけどその周りにある田んぼで受人がまとめて受けるということあります。別に問題ないかと思います。質疑を受けたいと思います。なければ 8 号 9 号の承認される方の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

日程第 3、農地法第 4 条許可申請について、事務局お願いします。

日程第3 農地法第4条許可申請について 【事務局朗読説明】

【議長】

議案10号については、4番高田委員が、会議規則第12条の議事参与制限により退席します。議案10号について、8番江藤国子委員お願いします。

【江藤委員】

議案番号 10 号について説明させていただきます。

場所は湯布院駅の近くになっていまして、████████の鉄工所のすぐ隣に自分が住む一般住宅を建設するということです。

雨水の排水処理は砂利敷きで自然透水であるため問題ないと思います。

平成11年ごろに隣接する田んぼの排水を確保するために、150メートルの埋設管を入れて、合併浄化槽の排水はその間に接続することです。

1年ほど前は畑として自家用の野菜等をちゃんと耕作していましたが、本業の鉄鋼業の仕事が忙しくなったことと、あと、一時体調を壊していたことがあって、ちょっと見た感じが耕作できていない状況が続いて放棄地化してしまいました。以上です。よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めて

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

举手多数により承認します。

議案 11 号について説明を事務局よりお願いします。

【事務局】

議案番号 11 について説明をします。資料の 9 ページをお開きいただければと思います。申請地は挾間町鬼崎です。同尻橋近くの挾間の多目的公園の西側に位置する田んぼと畑になっております。今回は駐車場及び進入の用地ということで、農地に隣接する位置にですね、申請者の住宅があるんですけれども。

もともと申請者の家は西の方から狭い道を通って進入をしていましたが、今回ちょっと付近の方がブロック塀とかをやり変えたときに、道がより狭くなってしまったので、大型の車とかが入りづらくなってしまったというところで新たに隣接する農地の一部を進入路として、進入路と駐車場を確保したいということで申請になりました。

農地を分断する形ではあるんですけども、もう必要最小限、もう必要不可欠な部分であるので、また農地区分も3種農地であることから、問題はないかなというふうに考えております。

審議よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を求めることがあります。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めることがあります。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

日程第4、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請を事務局お願いします。

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

【議長】

議案 12 号について、大野委員から説明をお願いします。

【大野委員】

それでは説明します。

大分挾間線の古野の交差点のすぐそばになります。もともと社会福祉法人が使っていた駐車場ではあるんですが、本格的に申請をして駐車場にするという話がありました。以上審議方お願いします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めて

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により、13号について承認します。

14号飛ばして15号を事務局お願ひします。

【事務局】

議案番号 15 について説明をします。

資料は36ページからです。

申請地は挾間町の挾間大橋のちょうど下ぐらいです。向ノ原駅の前を通る市道沿いになるんですけども。今回宅地分譲用地6区画ということで四角い田んぼなんですが、それはもう6区画の所、分譲地として造成をするという申請でございます。農地区分は3種農地であります、排水等は水利組合との協議が済んでおります。また1000平米合意ということで都市景観推進課の開発の手続きも、一応されておることから特に問題はないかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される方の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案番号 16 号事務局お願いします。

【事務局】

議案番号16号について説明します。

場所は下市の集落の一番大分市寄りお宮の下ぐらいのところです。

今回の目的は建売住宅、5区画。5棟の建築となっております。

農地区分は1種農地、10ヘクタール以上の広がりの農地にはなるんですけども。

周辺はすでに宅地化が進んでおり、宅地に集落に隣接をしていることから集落接続として許可要件を満たすものと判断をしています。

水路などは横に初瀬井路から水とか取っておりましてそちらに排水する計画で協議も整っておりますし、挟間の開発条例の方の手続きも滞りなく行われていることから、第1種農地ではありますが、問題はないかなというふうに考えております。

【議長】

質疑を受けたいと思います。高田委員お願いします。

【高田委員】

4番、高田です。

42ページの字図の中に一本水路みたいな。井路かわかんないんですが、これは、どういうふうになっていますか。これを無視して、分譲されるのか。代替えの水路をもうけているのか。それともう1つ確認ですけど、第1種農地の不許可の例外の適応は、法的根拠として集落接続の適用って言われたので良かったですかね。

【事務局】

多分高田さんの言われている水路っていうのはその赤枠の中にある細い土地のことですか。

【高田委員】

そう。

【事務局】

ここはですね、今、名義が渡人の田んぼになっているんですけど、おそらく形状からみるに、もともとあった水路敷きだったのかなと思います。

それが過去、払い下げか何かで渡人の名義になっているのかなと。

今現状見る限りは、この申請地1枚の田んぼのような形なので、昔、はっきりはわかりませんけれども、もう1枚になったときに形状がなくなっているので、払い下げとかで所有権移転で払い下げとかをしたのかなというふうに思います。なので、現状、水路敷いわゆる市の法定外公共物ではないのでそこは問題はないかなという。第1種農地の例外の法的根拠については先ほど言ったように、高田さんがおっしゃったように、集落接続での住宅の建築で問題ないというふうに考えています。

【議長】

他に質疑ありません。なければ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。続きまして議案番号 17

【事務局】

続きまして議案番号17について説明をします。

これも申請地は下市でありまして先ほどの 16 号案件から南側の線路側の方に行った、線路側の細い市道沿いの申請地となっております。

資料の51ページに字図があるんですけども、ここはですね、もともとなんか分譲地のような形に字図が切られておりまして、どうもその相続の際に、皆さん兄弟でわざわざ分筆してこういう形にしたという形なんんですけど現状は1枚の農地のまま耕作していない農地のまま今残ってます。それが今回、三越商事に買われて、造成が行われるというところで、下市なんですが、ここはぎりぎり都市計画区域に入っておりまして、扱いが3種農地になります。

なので宅地分譲用地としての転用となっております。

これも排水については水路組合との協議もされておりますし、周辺はもう宅地化が進んでいるエリアでもある。また、都市景観法の手続きも進んでいることから申請上問題はないかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

挙手多数により承認します。

議案18号については6番大野委員お願いします。

【大野委員】

それでは説明いたします。

これも大分小挾間線の古野交差点で大きく交差点があるんですが、そこからちょっと下がっていったところの左の、農地になります。区画の数は多いんですが、この辺も住宅がどんどん建っておりまして、排水等々も問題ないかなと思っております。審議よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

挙手多数により承認します。

日程第5 非農地証明について事務局より。

日程第5 非農地証明について

【事務局朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ採決をいたします。現地の状況から判断して申請地が農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

举手多数により、非農地証明発行を承認します。
日程第6、農地利用集積等促進計画について。

日程第6 農地利用集積等促進計画について

【事務局朗読説明】

【議長】

議案 20 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案 21 号については縣委員が會議規則第 12 条の参与制限により退席します。

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めて

挙手多数により承認します。

議案 22 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。

承認される委員の挙手を求めたいと思います。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案 23 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 24 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により、承認します。

議案 25 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

議案 26 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案 27 号、27 年度について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

議案 28 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

· · · · · 拳手多数 · · · · ·

挙手多数により承認します。

なければ、以上で議案審議は終了しました。審査お疲れ様でございました。

【事務局】

ありがとうございました。

次回の総会は4月28日の月曜日14時から庄内公民館、会議室2の方になっていますので、間違いないようによろしくお願ひしたいと思います。